



京都府 京の老舗表彰を受賞されました！



有限会社 亀屋廣清 様

おめでとうございます！

府内において同一業種で100年以上にわたり堅実に家業の理念を守り、伝統の技術と商法を継承し、他の企業の模範となってきた企業が「京の老舗」として表彰されます。



新入会員様のご紹介

～どうぞよろしくお願いいいたします。～ (令和5年1月～3月ご入会)

敬称略

| 地区 | 事業所名 | 代表者名 (敬称略) | 業種 |
|----|----------|---------------|-------|
| 周山 | 有限会社 コムス | 尾池 文章 | サービス業 |
| 宇津 | アトリエ サン | 安達 芸孝 | 製造業 |
| 弓削 | Regreen | 西山 史一 | 建設業 |

補助金

小規模事業者持続化補助金 <一般型>

(令和元年度補正予算・令和3年度補正予算)

小規模事業者持続化補助金は小規模事業者の皆様が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成したうえで、行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。

今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の皆様の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。

<申請スケジュール>

第12回受付締切：令和5年6月1日(木)

第13回受付締切：令和5年9月7日(木)

<申請方法>

補助金申請システム「J グランツ」を使用した電子申請が原則です。郵送での申請(紙ベース)も可能ですが、その場合申請事業者の採点に際して減点調整が行われます。(前回受付分から変更)

<補助率・補助上限額>

| 類 型 | 通 常 枠 | 賃金引上げ枠 | 卒業枠 | 後継者支援枠 | 創業枠 |
|-------------|--|----------------------------|-----|--------|-----|
| 補助率 | 2/3 | 2/3 (赤字事業者につ いては3/4) | 2/3 | | |
| 補助上限額 | 50万円 | 200万円 | | | |
| インボイス 特例 | インボイス特例の要件を満たしている場合※ 上記補助上限額に50万円を上乗せ | | | | |

※令和3年9月30日から令和5年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった、又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者であること。ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、特例は適用されません。

◆ 京都府商工会連合会 小規模事業者持続化補助金特設ページ

https://www.kyoto-fsci.or.jp/?page_id=1045

資金繰り

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)

マル経融資は日本政策金融公庫が貸付を行うもので、商工会で経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保無保証でご利用できる制度です。ご利用にあたっては所属商工会の推薦が必要となりますので、融資をお考えの方は商工会までご相談下さい。

| | 運転資金 | 設備資金 |
|-------------------|----------------------|-----------------|
| 融資限度額 | 2,000万円 | |
| ご返済期間 (うち据置期間) | 7年以内 (1年以内) | 10年以内 (2年以内) |
| 利率(年) | 1.3% ※令和5年3月20日現在 | |

令和5年度雇用保険料率のご案内

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります。(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります)
- ・雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です。(建設の事業は4.5/1,000です)

<令和5年度の雇用保険料率>

| 事業者の種類 | ①労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ) | ②事業主負担 | 失業等給付・育児休業給付の保険料率 | 雇用保険二事業の保険料率 | ①+② 雇用保険料率 |
|--------------|---------------------------------|------------|-------------------|--------------|---------------|
| | | | | | |
| 一般の事業 | 6/1,000 | 9.5/1,000 | 6/1,000 | 3.5/1,000 | 15.5/1,000 |
| (令和4年10月～) | 5/1,000 | 8.5/1,000 | 5/1,000 | 3.5/1,000 | 13.5/1,000 |
| 農林水産・清酒製造の事業 | 7/1,000 | 10.5/1,000 | 7/1,000 | 3.5/1,000 | 17.5/1,000 |
| (令和4年10月～) | 6/1,000 | 9.5/1,000 | 6/1,000 | 3.5/1,000 | 15.5/1,000 |
| 建設の事業 | 7/1,000 | 11.5/1,000 | 7/1,000 | 4.5/1,000 | 18.5/1,000 |
| (令和4年10月～) | 6/1,000 | 10.5/1,000 | 6/1,000 | 4.5/1,000 | 16.5/1,000 |

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

インボイス制度 登録申請の受付が開始されています

いよいよ本年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録が必要)のみが、適格請求書(インボイス)を交付することができます。

Q.そもそもインボイスって？

A.売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額を伝えるものです。具体的には現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

Q.インボイスを交付するには？

A.適格請求書発行事業者のみが交付できます。適格請求書発行事業者となるためには税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。

また課税事業者にならなければ登録を受けることができません。(1年間の売上が1,000万円以

下でも課税事業者になることができます)

Q.インボイスは誰しも登録しないといけないの？

A.適格請求書を交付できるのは登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、登録を受け
るのか、受けないかの判断は事業者の任意です。但し、登録を受けなければ適格請求書を交付
することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができません。(※特例あり)一方で消
費者や免税事業者などに対する交付義務はありません。このような点を踏まえ登録の必要性をご
検討ください。

◆国税庁インボイス特集ページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

◆京都府商工会連合会特設ページ インボイスに関する youtube 動画

https://www.kyoto-fsci.or.jp/?page_id=1432

☆同封しているチラシ「一目でわかるインボイス 発行・登録どうする？」も併せてご覧ください。

事務局からのお知らせ

令和5年度についても本年度と同様の事務局体制となります。
会員の皆様には引き続きお世話になりますが、よろしくお願ひいたします。



| | | |
|--------|----|----|
| 事務局長 | 河合 | 正晃 |
| 経営支援課長 | 田中 | 尚樹 |
| 経営支援員 | 藤原 | 昌美 |
| 経営支援員 | 奥本 | 達也 |
| 記帳指導員 | 上野 | 寿彦 |



【ホームヘルプステーションさくら】
主任サービス責任者 米津 由実子
サービス責任者 海老瀬 祥代

商工会だよりに関するお問い合わせは
京北商工会まで TEL 075-852-0348 FAX 075-852-1173
URL <https://keihoku.kyoto-fsci.or.jp/> メール keishoko@skyblue.ocn.ne.jp